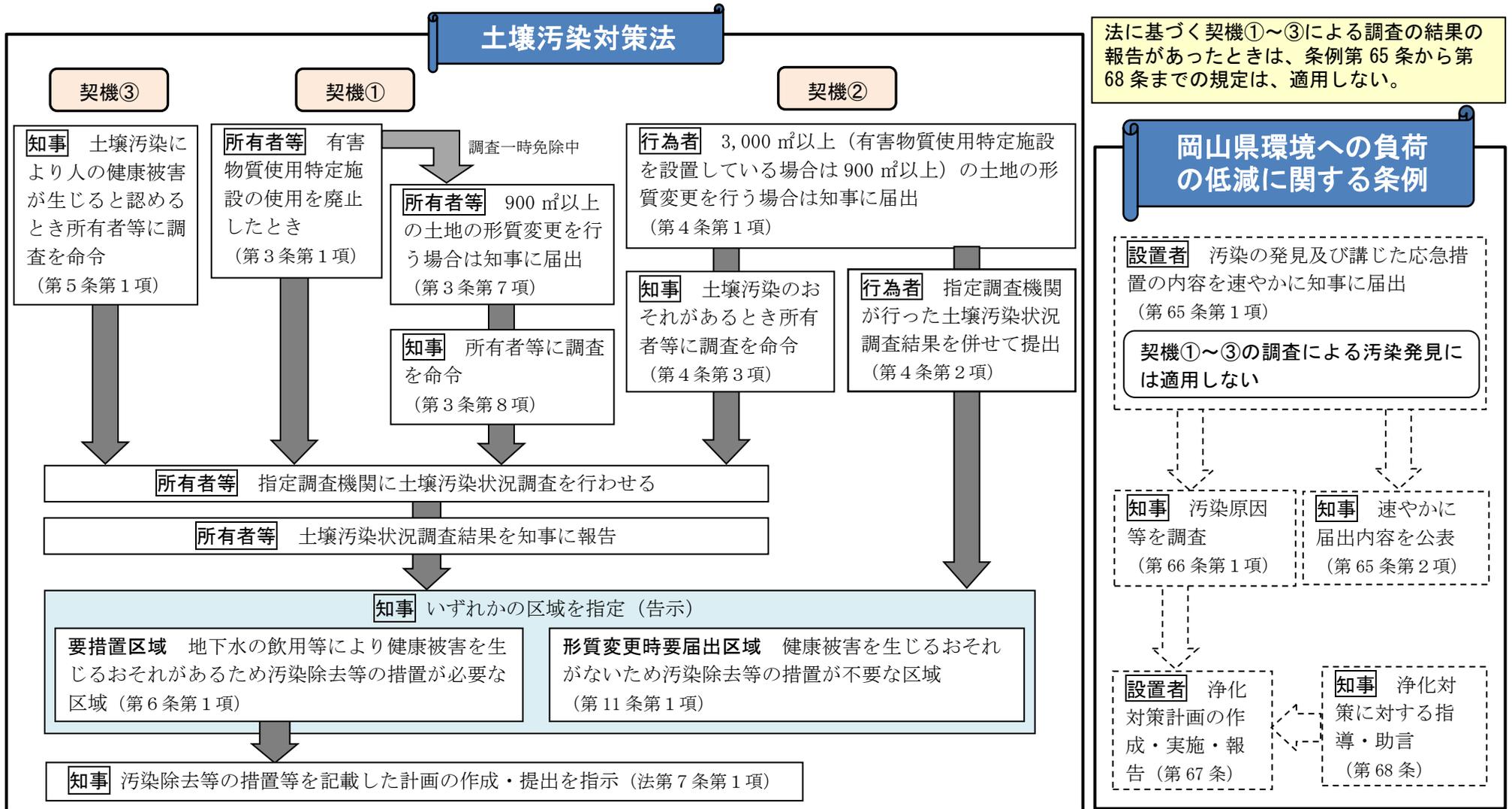


岡山県環境への負荷の低減に関する条例の適用除外の概要①

有害物質取扱事業所の敷地内において①～③を契機として土壤汚染が発見された場合



所有者等：土地の所有者、管理者又は占有者（法第3条第1項） 行為者：土地の掘削その他の形質の変更を行う者（法第4条第1項）
 設置者：有害物質を取り扱い又は取り扱っていた事業所（有害物質取扱事業所）の設置者（条例第65条第1項）

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の適用除外の概要②

有害物質取扱事業所の敷地内において④を契機として土壤汚染が発見された場合

